

下 総 第 5 4 1 号
令和7年(2025年)5月15日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和6年(2024年)6月4日付け監査報告第15号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 港湾局経営課 〕

港湾局 経営課に関する事項

[指摘事項]

(1) 行政財産の目的外使用許可に係る事務において、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。(経営課(渡船事務所))

ア 土地の使用について、許可申請物件は第一種電話柱1本、支線1条となっており、使用許可も同内容で決定されていたが、使用料の算定に当たり支線1条分が計上されていなかった。

イ 令和5年4月1日付けで使用許可されていたが、失念により歳入(使用料)の調定事務を行っておらず、令和6年3月19日に調定を行い、相手方に納付書を送付していた。また、下関市行政財産使用料条例第3条第1項ただし書による延納の意思決定をしていないにもかかわらず、納期限を令和6年4月30日としていた。

(改善措置状況)

ア 当該土地の目的外使用許可にあたっては、従来から、下関市行政財産使用料条例第4条第5号の「その他市長が特に必要と認めるとき」を適用し、支線1条分は減免していましたが、今後は、決裁の過程で減免する根拠を明記することで、その意思決定を行うことといたします。

イ 年度末・年度当初の業務に追われ、歳入調定事務に漏れが生じたことから、年度末・年度当初の業務を見える化し、経営課内の複数の職員で事務に漏れないか進捗管理できるようチェック表を作成し、チェック体制を強化することとしました。

また、納入通知書を発送する場合の納期限は、「下関市行政財産使用料条例について(通知)」を順守いたします。

以上